

オープンスペースの配置方針

自然環境を回復するための方針

自然環境を回復するための方針は、地域の自然環境を調査・評価し、その特性を活かして、オープンスペースを配置することです。自然環境を回復するための方針は、地域の自然環境を調査・評価し、その特性を活かして、オープンスペースを配置することです。



東京都立水辺公園

4 緑とオープンスペースの配置方針



東京都立水辺公園



4 緑とオープンスペースの配置方針

4-1 水辺の自然環境を回復するための方針

○荒川、江戸川、中川、新中川の大規模河川においては、市街地の温暖な大気を押し流す風の道（ヒートアイランド現象の軽減）の役割を果たしているなど、環境保全の機能を有しているため、現在の河川環境を維持するとともに、水質浄化や自然護岸等による自然回復等による自然豊かな環境を創出します。また、大場川、水元小合溜を含む水辺空間においては、都心部における貴重な生物の生息空間となっていることから、多様な生物が生息できる空間形成を図ります。



写真 4-1 水元公園

- 大規模な公園等の緑地においては、市街地における貴重なオープンスペースとなっており、多様な緑化を推進し、生態系保全やヒートアイランド現象の緩和、雨水の浸透など、環境問題に対応したまとまりのある緑の空間を創出します。
- 自然保護区域は、区内の貴重な自然資源となっており、地域の財産として保全します。
- 自然再生区域においては、生物が生息できる身近で親しめる自然として再生を図ります。また、工場等の移転跡地や買い取り要請のあった生産緑地地区などについては、自然を保全・再生できるオープンスペースとして確保に努めます。
- 荒川河川敷や江戸川等における水辺整備事業の計画・実施においては、自然の再生をテーマとし、人と自然が共生する水辺空間を創出します。また、その他の河川や水路、道路、公園等の整備においては、自然の再生を視点を加えた事業の実施を図ります。

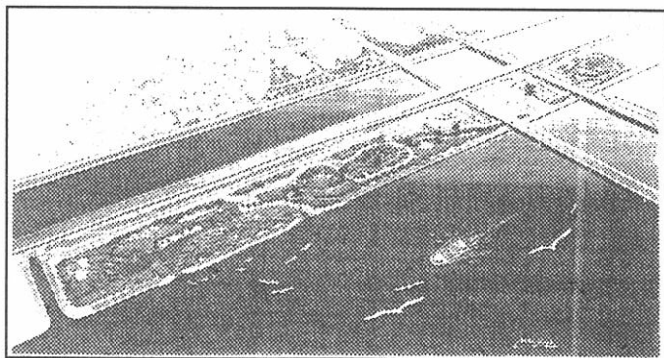


図 4-1 (仮) 荒川河川敷自然公園イメージパース



- 保存樹林や生産緑地地区等の現存する緑においては、身近なまとまりのある自然空間として貴重な資源となっており、適正かつ積極的に保全を図ります。
- 第二種風致地区内の住宅地等においては、広大な自然空間を有し水鳥等の生物の生息空間となっている水元公園や江戸川に隣接しており、これらの緑地と連動した環境の維持に努めます。
- 現存する緑が少ない地区においては、公園等の整備を図るとともに、民有地や小スペースにおける植栽の充実や、屋上緑化や壁面緑化などの特殊緑化の推進を図ることにより、人と自然にやさしい空間を創出します。
- 水元地域などの生産緑地等の農地が数多く残っている地区においては、身近な緑地空間として公園等の整備を図るとともに、生産緑地を維持、積極的な活用を図ります。

水辺の自然環境を回復するための方針図

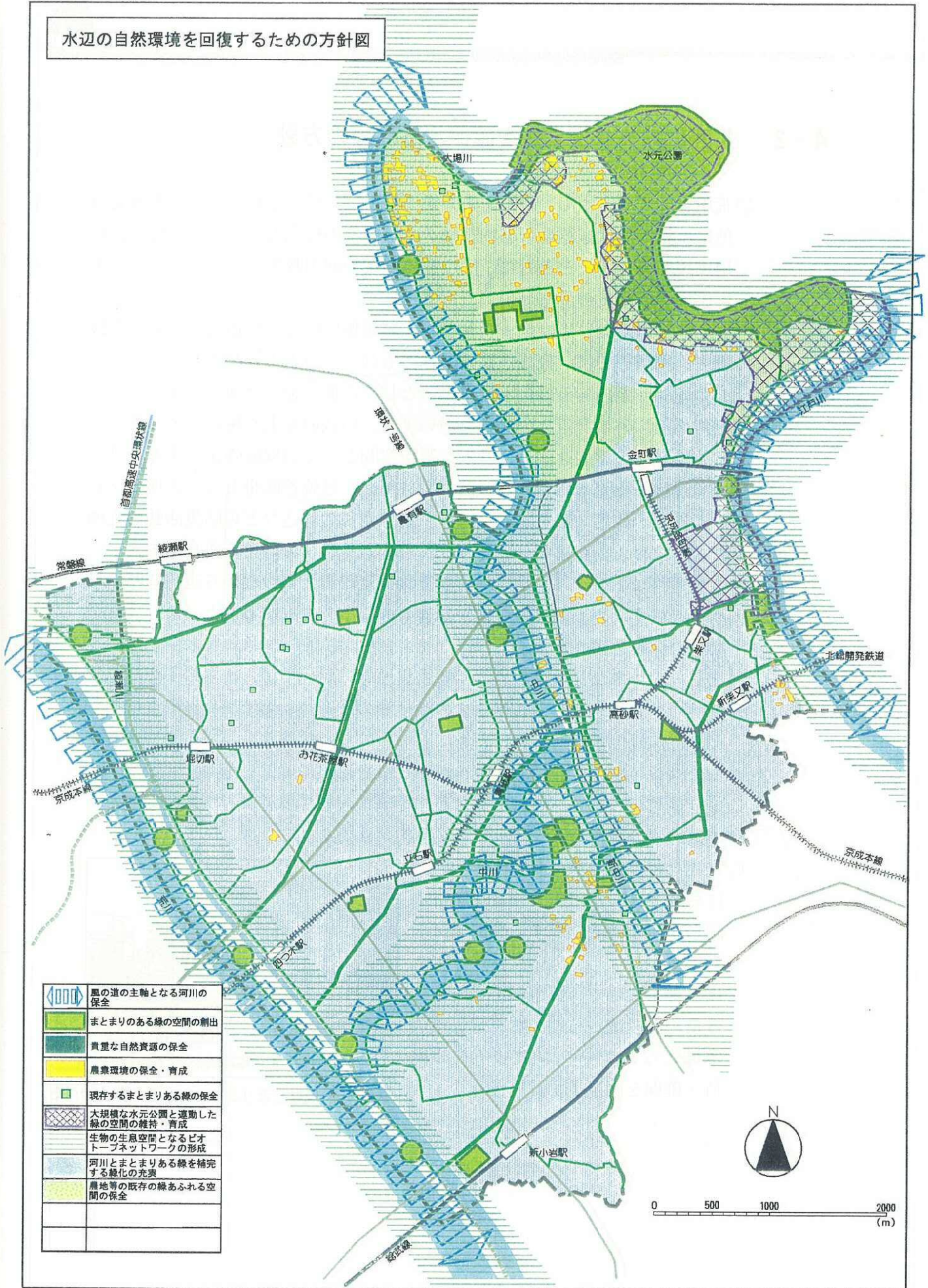


図 4-2 水辺の自然環境を回復するための方針図



4-2 災害に対する安全性を確保するための方針

- 荒川、江戸川、中川、新中川の大規模河川は、延焼遮断帯としての機能の他に、河川敷は避難場所、物資輸送路としての機能も有しているため、河川環境を保全するとともに、沿川部の緑化や河川敷等のオープンスペースを確保し、防災の骨格軸の形成を図ります。
- 新小岩公園や江戸川緑地一帯などの広域避難場所として指定されている公園・河川敷等では、仮設住宅の用地ともなりうる大規模なオープンスペースの確保や量感ある緑化、避難場所としての機能強化を図ります。
- 避難場所以外の身近な公園等においては、植栽の充実や焼け止まり等となる広場空間の整備を図り、身近な避難空間としての機能強化を図ります。
- 緊急道路に指定されている道路においては、延焼遮断帯としての機能を有し、避難・救護・救急・消火活動・緊急物資の輸送などの防災活動の主軸であるため、街路植樹によるボリュームある帯状の緑を形成します。
- 生活道路においては、身近な避難空間や避難場所につながる避難経路の役割を果たすため、沿道の緑化や緑道等の整備を推進することにより、安全な道の形成を図ります。
- 立石・四つ木などをはじめとする密集地域においては、まちの不燃化を図るため、生け垣化や小スペースの緑化等の推進や、屋上緑化・壁面緑化などの特殊緑化を推進するとともに、一次的な避難空間としての機能を有する公園等の配置や、避難空間へ連絡する避難路の確保を図ります。
- 集合住宅が多く立地する亀有などの地域においては、身近な避難空間として敷地内のオープンスペースの積極的な活用を図ります。
- 水元などの農地が多く現存する地域においては、焼け止まり及び避難空間としての機能を有する農地を保全します。
- 区全体において、都市水害を防止するため、農地、草地、樹林地等の透水域となるオープンスペースの維持・確保を図ります。



写真 4-2 焼け止まりとなった公園の樹木(神戸市)

災害に対する安全性を確保するための方針図

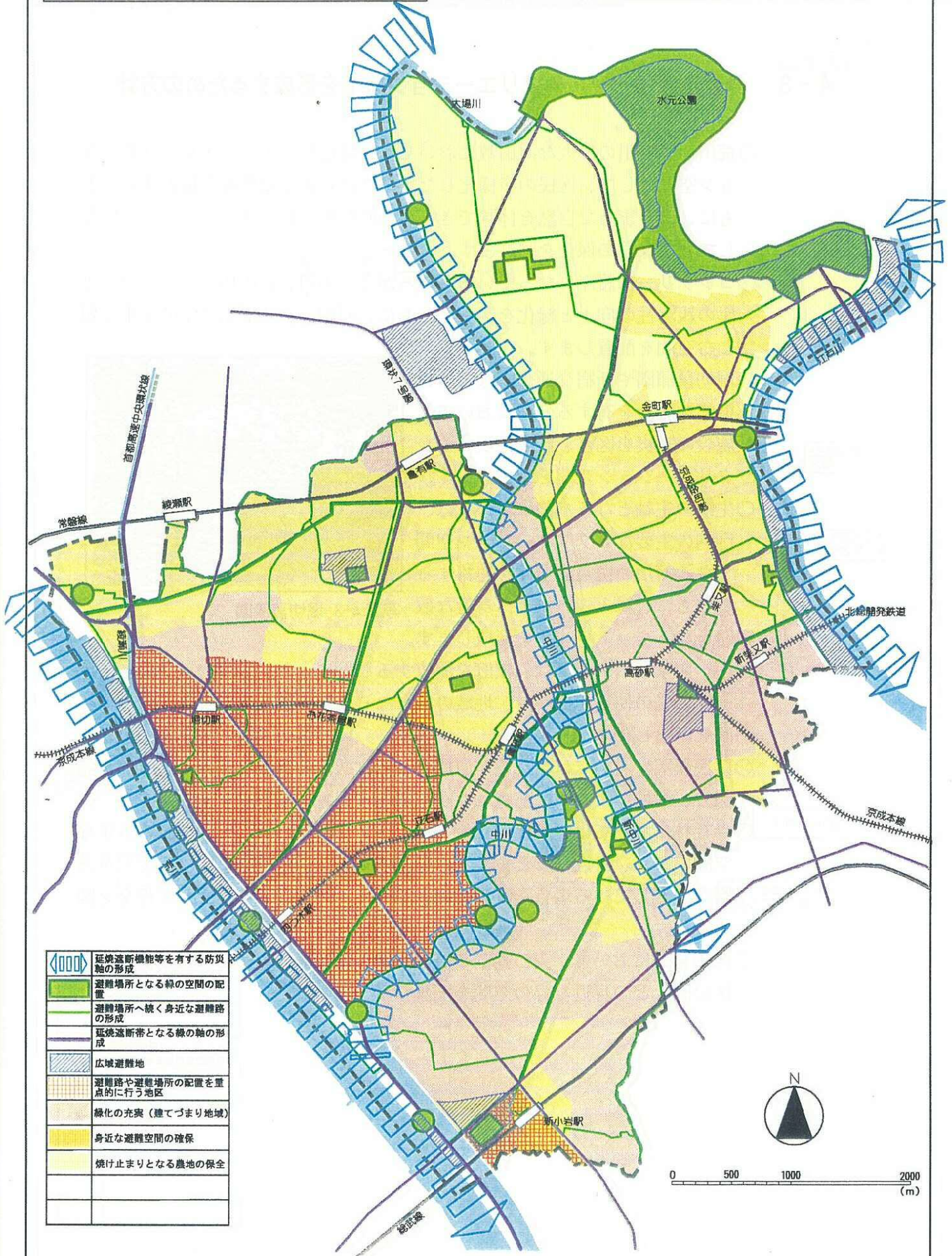


図 4-3 災害に対する安全性を確保するための方針図



4-3 身近なスポーツ・レクリエーションの場を形成するための方針

- 荒川、江戸川の広大な河川敷においては、身近なスポーツ・レクリエーション空間として、区民の多様化したニーズに対応した整備を推進するとともに、まとまった自然を体験できる広域的な親水レクリエーション空間として河川環境の保全を図ります。
- コンクリート護岸になっているところが多い中川、新中川においては、護岸の親水性の向上と緑化を図るとともに、河川沿いや橋詰め空間に水と親しむ空間を配置します。
- 堀切菖蒲園や新宿交通公園などの特徴的な施設を有する公園においては、施設の充実を図り、区を代表するレクリエーション空間を創出します。
- 生活の主軸となる水路においては、区内の主要なレクリエーション空間となる河川や拠点的空間を連絡するとともに、緑とふれあえる身近な散策路となるネットワークを形成します。
- 小・中学校においては、校庭を開放することにより、子供の遊び場・スポーツの場の使用を促がし、地域の核となるスポーツ・レクリエーション空間を創出します。
- 区民農園においては、区民が直接土とふれあえる身近な空間として保全を図り、地域バランスに配慮しながら更なる配置を検討します。
- 寺社林においては、区民が葛飾の歴史・文化に触れることのできる貴重な空間であり、身近なまとまりある緑です。また、寺社林に隣接して児童遊園が配置している場合も多くため、レクリエーション空間として保全を図ります。
- 区内全域において、人口動向や既存公園の誘致圏に配慮し、近隣公園や街区公園などの身近な緑の空間を配置します。

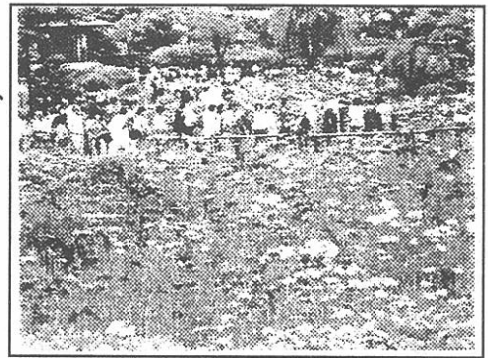


写真 4-3 堀切菖蒲園

身近なスポーツ・レクリエーションの場を形成するための方針図

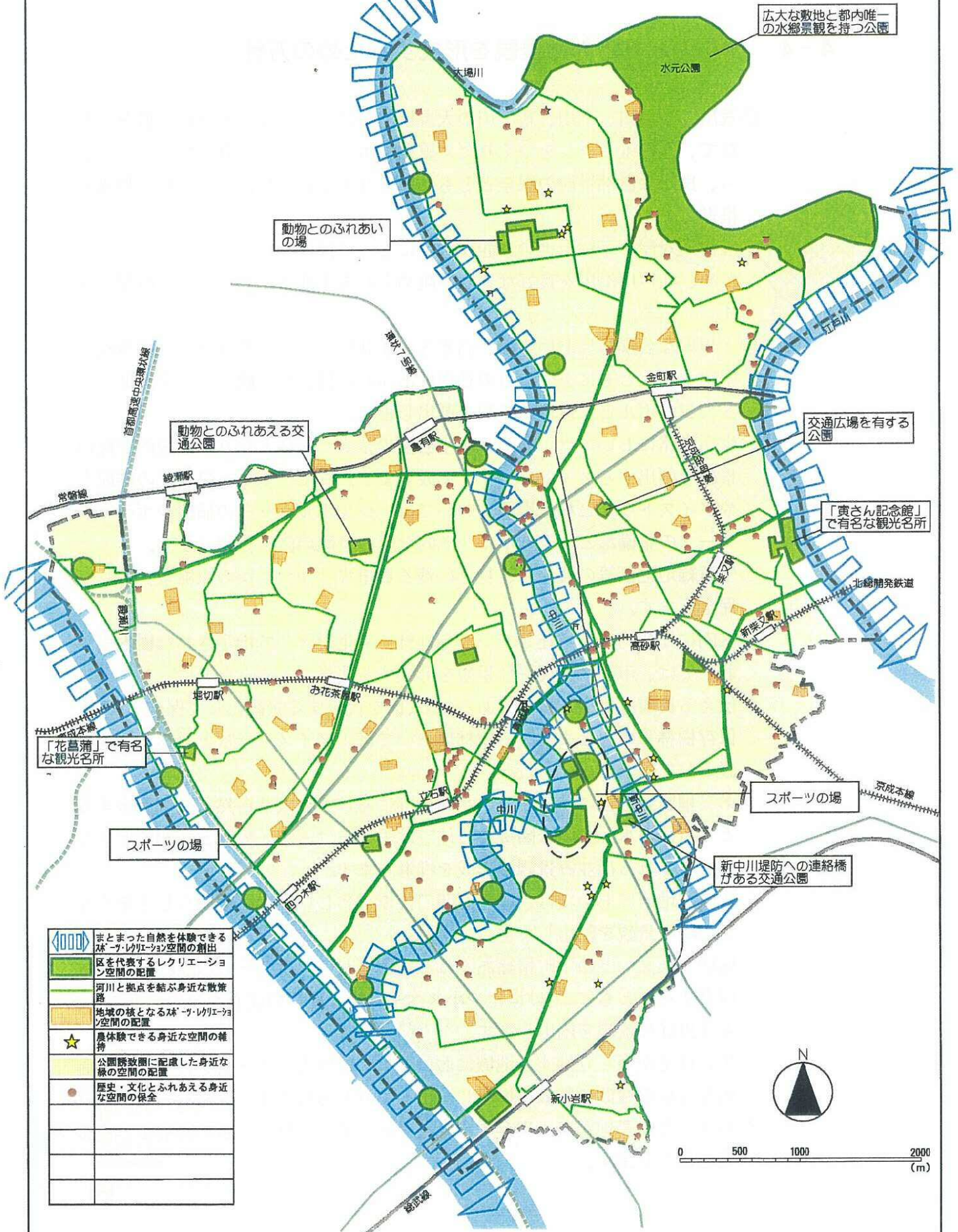


図 4-4 身近なスポーツ・レクリエーションの場を形成するための方針図



4-4 調和のとれた都市景観を形成するための方針

- 荒川、江戸川、中川、新中川の大規模河川においては、地理的特徴をひきたて、区のイメージをつくり出す重要なポテンシャルを有していることから、良好な自然景観の保全とともに、より美しい景観創出のための整備を推進します。
- 江戸川対岸の下総台地の景観は本区にとって良好な自然景観となっているため、江戸川沿川を良好な景観が眺められる重要スポットとして確保します。
- 大規模な公園等においては、高木等の植栽によるまとまりある緑の景観を創出するとともに、公園毎の独自性あふれる良好な景観づくりを推進し、区のシンボルとなる緑の景観を創出します。
- 生活道路においては、緑道や親水公園の整備と一体となり、連続的な緑の景観を創出するネットワークを形成します。また、ネットワークの結節点やアイストップとなる場所においては、シンボルツリーの植樹やポケットパークの整備などによるポイント的な緑の景観の創出を図ります。
- 生産緑地地区等の農地は、身近に残る貴重な「かつしかの原風景」として保全します。
- 区内に比較的多く点在している寺社林や文化財として指定された樹木等においては、市街地の良好な景観を形成する要素であるとともに、昔を今に伝える貴重な歴史的資源であるため、区を代表する景観として保全します。
- 保存樹林等のまとまりある樹林においては、アイストップとなる良好な景観として保全します。
- 第二種風致地区においては、水元公園における広大な自然景観を保全するとともに、水元公園に隣接する住宅地等における水元公園と調和のとれた緑感あふれる街並み景観の形成を推進します。
- 駅周辺地区においては、区の玄関口にふさわしい風格と葛飾らしさをそなえた緑の景観を創出します。
- 堀切や柴又などの下町情緒あふれる地域においては、その伝統的な景観を保全するとともに、生け垣化や小スペースの緑化等の民有地緑化を推進し、より良好な景観を創出します。
- 集合住宅が多く立地する地域においては、敷地内のオープンスペースを活用した緑の空間の整備を推進し、まとまりある緑の創出を図ります。
- 水元などの農地が多く現存する地域においては、身近な緑の風景として農地を保全します。

調和のとれた都市景観を形成するための方針図

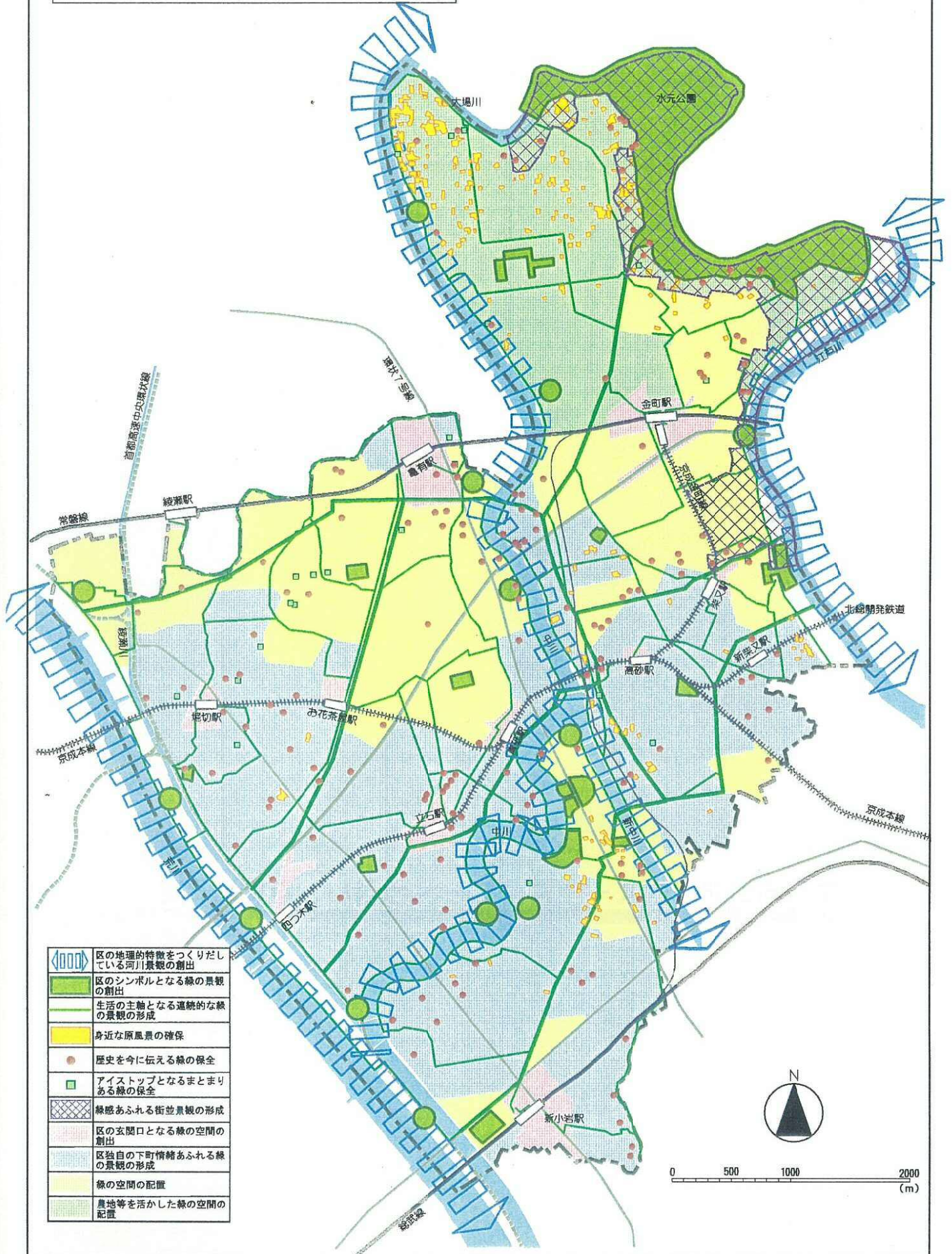


図 4-5 調和のとれた都市景観を形成するための方針図